

公告

地方独立行政法人長野県立病院機構契約事務規程第6条第1項の規定により、次のとおり一般競争入札に付します。

平成24年2月22日

地方独立行政法人長野県立病院機構

長野県立須坂病院長 齊藤 博

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

長野県立須坂病院一般廃棄物処理業務委託

(2) 役務の特質

長野県立須坂病院の一般廃棄物の収集、運搬及び処分業務

(3) 履行期間

平成24年4月1日から平成25年3月31日まで

(4) 履行場所

須坂市大字須坂1332

長野県立須坂病院

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方独立行政法人長野県立病院機構契約事務規程第4条に定める当該入札に係る契約締結能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと。

(2) 長野県における一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がC以上に格付けされている者であること。

(3) 契約事務規程第4条第3項及び第4項各号に規定する競争入札に参加させないことができるとされた者でないこと。

(4) 一般廃棄物の収集及び運搬に関し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第7条第1項の規定による須坂市長の許可を有する者であること。

(5) 過去3年以内に、1年間継続業務を1回として、2回以上同種・同規模の業務委託を元請として結び、契約業務を誠実に履行した実績を有する者であること。

(6) その他仕様書に記載されている技術的要件を満たす者であること。

3 入札説明書の交付期間

平成24年2月22日(水)から平成24年3月1日(木)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前8時30分から午後5時まで

4 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

須坂市大字須坂 1332

長野県立須坂病院 事務部総務課会計係

電話 026 (245) 1650 内線 3110

5 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成 24 年 3 月 9 日 (金) 午後 2 時 40 分

イ 場所 長野県立須坂病院 北棟 4 階講堂

(3) 郵送による入札の可否

郵送による入札は、受け付けません。

(4) この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成 24 年 3 月 1 日 (木) 午後 5 時まで上記 4 の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

地方独立行政法人長野県立病院機構会計規程（以下「会計規程」という。）第 44 条第 1 項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、契約事務規程第 7 条第 2 項各号に掲げる担保を提供した場合また又は契約事務規程第 8 条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

会計規程第 45 条第 1 項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、契約事務規程第 7 条第 2 項各号に掲げる担保を提供した場合又は契約事務規程第 31 条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

契約事務規程第 11 条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者として決定します。

6 その他

(1) この契約を締結した後、当該契約に係る法人の予算が承認されなかった場合、この契約が解除されることがあります。これにより落札者に損害が生じたときは、落札者はその賠償を請求することができます。

(2) 詳細は、入札説明書及び仕様書によります。